

WTO農業交渉及び日豪EPA交渉対策について(案)

2001年にスタートしたWTO交渉は、当初、2005年1月1日までに、農業分野の他、非農産品（NAMA）やサービス分野なども含めた包括的交渉を終了する予定であったが、交渉は難航し、現在は2008年中の妥結を目標に交渉が行われている。

本年5月19日に、ファルコナー農業交渉議長は、モダリティ案第2次改訂版を提示したが、第2次改訂版では、重要品目に指定できる数が依然少なく、また、重要品目に低関税輸入枠の拡大を強いる代償措置も、きわめて厳しい内容となっており、高関税品目を多数抱える我が国にとって、到底容認できるものではない。

さらに、食料需給ひっ迫時代に突入する中で、日本とスイスが共同提案した「農産物輸出規制の規律強化」は無視される結果となり、輸入国軽視の姿勢が端的に示されている。

非農産品（NAMA）など、他の分野においても、先進国と途上国間の利害が対立しており、交渉の先行きは不透明な状況にある。

一方、日豪EPA交渉については、2007年4月より交渉がスタートし、既に5回の会合が開催されているが、豪州側は原則全品目の関税撤廃を主張しているのに対し、我が国は重要品目の除外を求めており、両国の主張は平行線をたどっているため、交渉の長期化が予想されている。

しかしながら、国際交渉の性格上、今後、両交渉とも急展開する可能性を含んでおり、農畜産物関税の大幅な引き下げや撤廃の形で交渉が決着した場合、北海道農業は大きなダメージを受けるとともに、地域経済や社会への波及も必至である。

食糧需給のひっ迫、地球温暖化など、食と農をめぐる環境変化が世界的規模で進む中、国内生産を基本とした食料安全保障の確立は、食料自給率が著しく低い我が国にとって重要かつ切実な課題である。

このため、引き続き、道内外の消費者団体・経済団体・行政などとの連携の下、JAグループ北海道の総力を挙げて、国民に対し、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉がはらむ問題点と北海道農業・地域経済の危機的状況、さらには食料自給率向上の必要性を発信していくとともに、政府に対しては、下記事項の実現に向け、交渉において毅然たる対応を貫徹するよう求めていく。

1. WTO農業交渉について

1) 農業の多面的機能を十分尊重した農業モダリティの確立

多様な農業が共存し、世界各国で農業の多面的機能が十分発揮されるよう、非貿易的関心事項を確実にかつ具体的に反映させて、食料輸入国における食料主権を可能とする農業モダリティを確立すること。

2) 食料安全保障を強化する公平・公正な貿易ルールの確立

世界的な穀物需給のひっ迫・価格の高騰、一部諸国による輸出禁止・制限など、食料争奪の状況の中で、国内生産を基本においた食料安全保障が確立されるよう、輸入国に配慮するとともに、輸出規律を厳格化した公平で公正な農産物貿易ルールの確立すること。

3) 上限関税の断固阻止

わが国および北海道農業に壊滅的な打撃を与える上限関税の導入を断固阻止すること。また、高関税品目を多く有するわが国などG10諸国にのみ不当な代償を求める提案も拒否すること。

4) 十分な数の重要品目の確保

北海道農業は、米をはじめ小麦・でん粉・雑豆・砂糖・乳製品など多くの重要品目を有しており、これら品目の生産が縮小・撤退を余儀なくされないことがないよう、十分な数の重要品目を確保すること。

また、輸入急増や価格下落の際に適切に対処する特別セーフガード（SSG）の仕組みを堅持すること。

5) 自給率向上に不可欠な重要品目に対する柔軟性の確保

食料自給率の向上には、重要品目の国境措置が適切に取り扱われることが不可欠であり、関税割当約束と関税削減の柔軟な組み合わせにより、品目毎の事情に応じた対応を可能とすること。

関税割当数量については、公平・公正の観点から改善すべきであり、一方的な輸入拡大とならないよう、毅然として対応すること。

2. 日豪EPA交渉について

日豪EPA交渉においては、米・小麦・砂糖・乳製品・牛肉・軽種馬などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

豪州側が配慮しない場合については、衆参農林水産委員会の決議に基づき、交渉中断を含め断固たる対応をすること。